

令和8年1月26日

職員の懲戒処分について

長岡市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
子ども未来部 主任 (女性・30歳代)	停職3月

2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和5年4月から7年12月までの間、部分休業の過少申請や子の看護休暇の虚偽申請、年次休暇の未申請等の不適正な申請を繰り返し、通算して29日2時間15分(227時間)の欠勤(本来勤務すべき時間に勤務しなかった)を生じさせました。

また、令和5年度から6年度の2年間において、勤務時間中にスマートフォンでＳＮＳを用いた私的やり取りを頻繁に行い、職務専念義務に違反しました。

なお、欠勤により職員が不正取得した給与は、本人が全額返納する予定です。

3 処分年月日

令和8年1月26日